

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第11回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成22年11月29日(月) 18:45~21:30
場所	さいたま市役所地下1階第2会議室
参加者 ※敬称略	<p>[委員] 計9名 染谷 義一／歌川 光一／遠藤 佳菜恵／高橋 直郁／中田 了介／湯浅 慶／福島 康仁／堀越 栄子／渡邊 初江 (欠席者:三宅 雄彦)</p> <p>[事務局:さいたま市] 計4名 企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久</p> <p>[地域総合計画研究所] 計1名 細田 祥子</p> <p>[傍聴者] なし</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>(1)自治基本条例について(各テーマの検討)</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

(1) 自治基本条例について 《行政テーマ》

(7)行財政運営 ①総合計画

《たたき台》

【条例案骨子】

(総合計画の策定)

- ・ 市は、行政の効率的な運営のために、総合計画を策定し、定期的な見直しを行う。
- ・ 総合計画策定にあたっては、市民の参画を求める。
- ・ 総合計画には、行政評価の結果を反映させる。
- ・ 策定の目的、目標及び効果等を公表するなどの情報公開に努め、市民の理解を得る。

(総合計画の評価)

- ・ 市は、総合計画の進捗状況及び実施結果の評価を市民と共に行う。

【考え方・解説】

- ・ 総合計画に関する情報公開・評価の現在の状況が分かりにくく、総合計画に対して市民(住民)の理解を得る姿勢が分かりにくいという点についての改善。

【備考】

- ・ 総合計画は行政側が策定するものなので、行政側を主体とし、市民の責務は入れない。

【遠藤委員から】

- ・ 総合計画について、策定、評価、見直しと、そこへの市民参加及び情報公開についてまとめた。
- ・ 備考として記載したが、「(7) 行財政運営」では、あくまでも行政側の責務を主な内容とし、市民の責務は何か、といった視点は考えていない。

【事務局から】

- ・ 「総合計画」とは、さいたま市では「総合振興計画」と呼んでいて、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造となっている。
- ・ 現在、地方自治法において、基本構想の策定と議決が義務付けられている。
- ・ また、平成22年10月に施行された「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」において、基本計画を策定する場合にも議決が必要になるとともに、基本計画の実施状況の議会への報告も必要になった。
- ・ 地方分権、地域主権改革により、基本構想の策定の義務付けを外す地方自治法の改正が国会に出されている。
- ・ 総合振興計画の策定に当たり総合振興計画の審議会は公開しており、また、計画自体も公表している。
- ・ 「行政評価の結果を反映させる」というのは疑問がある。行政評価については一昨年まではすべての事務事業を有効性、効率性等の観点から評価し、公表してきた。本年度は事務事業総点検というものを行い、来年度以降は、新たな評価の仕組みを構築するとして行財政改革推進本部において検討している状況である。事業については評価の結果を反映させるのは当然として、計画自体に反映というの直接的でない。事業をとりまとめた実施計画レベルでなら、とも思うが、来年度から次期基本計画の準備を始めようと考えており、その中で実施計画のあり方についても検討していく予定である。時代の流れは速く、5年間の事業の見通しを示すことの意義はあるが、それに縛られてはならない。今は総合計画を3層構造ではなく、2層構造としている自治体もあり、実施計画ありきで考えるのはどうかと思う。
- ・ さいたま市が現在行っている総合振興計画の進捗管理は、実施計画に掲げられた事業ごとに、その目標値に向かってどの程度進捗しているかを確認して公表しているものである。
- ・ 事業の有効性や効率性の評価をして改善に結びつけていくのは行政評価の範疇であり、「総合計画の進捗状況及び実施結果の評価を市民と共に行う」というのは、効率性、コスト、労力等を考慮すると疑問である。

【検討】

- ・ 地方自治法の改正はまだ決まりではなく、現時点では基本構想の策定は義務付けが外されたものではないが、流れから言えば、自治基本条例に定めればそれが根拠となり、議会基本条例との整合も図られる。
- ・ 地方自治法では、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」とある

が、運用上はそれだけでは何の実効性もないので、その下に基本計画等を定めているのが一般的である。

- ・ ここでは、まず、「さいたま市にとっての総合計画とは何か」という説明が必要だろう。「計画的な行政運営を行うために」などの表現を本文中に追加するべき。
- ・ さいたま市の現在の基本構想は平成32年度まで、基本計画の計画期間は10年、実施計画は5年となっているが、昨今の社会情勢の激しい変化に応じて、柔軟な対応や見直しもできることが必要だ。
- ・ 市長の任期に合わせて計画期間を設けている自治体もある。ただし、議会の議決を経ているものについては、市長が独自に変えられるものではない。
- ・ 総合振興計画を策定するとき、市民はどのように関わっているのか。
- ・ 基本構想、基本計画を策定したときは、総合振興計画審議会や総合振興計画策定市民懇話会を設置した。市民懇話会は9つの地区ごとに設置し、全て公募である。審議会には市民懇話会の代表も入っている。また、1万人規模で市民意識調査等も行った。審議会等については、策定後は継続していない。
- ・ 効率的な行政運営というより計画的に目標を立てて行政運営を行うためには、総合振興計画は必要であり、自治基本条例に策定を義務付けたい。
- ・ 策定だけでなく、見直し等の仕組みも必要と思う。財政等の状況が変わっても計画を追い求めてしまわないかが心配である。
- ・ 総合振興計画は自分たちのものであり、時代とともに変わって当たり前である。
- ・ まとめると、1点目が計画的、効率的な行政運営のため、総合振興計画を策定する。2点目が社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて定期的な見直し、または柔軟に運用する。さらに、策定に当たっては市民の声を聞く、としたらどうか。
- ・ 区の計画もほしいと思うがどうか。
- ・ 基本計画では、区ごとの将来像も定めている。これは区民会議が検討に関わっている。
- ・ 行政評価について、市民は参加しているのか。
- ・ 以前の行政評価では、一部の事業を抽出して市民参加で行っていた。今は新しい評価の仕組みを検討中である。
- ・ 行政評価など評価の仕組みに市民の参加が担保されるのかが問題である。
- ・ 「総合計画」の項目とは別に、「行政評価」について項目を立て、そこへの市民参加を盛り込むこととしてシートを追加することとしたい。
- ・ 「行政評価」については、市民参加によるチェックという方法もあるが、公表を義務付けるということも有効であると思う。

(7)行財政運営 ③応答義務

《たたき台》

【条例案骨子】

(意見等を行う市民の責務)

- ・ 市民は、市民が市の発展のためにできることを検討したうえで、市へ市政に対する意見、

要望、提案等を行う。

- ・ 市民は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対する市の対応結果を踏まえ、市の発展のために市民ができることを再考し、実行する。

(市民の意見等の尊重)

- ・ 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について、速やかに誠実に検討し、市の発展に寄与するもので、可能なものについては市政に反映させる。
- ・ 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針及び対応結果を、市民に速やかに回答及び公表する。

【考え方・解説】

- ・ 市民自治が適切に育っていくためには、応答義務に関して、市民と市の双方が責任ある対応することが不可欠である。
- ・ 市民は、市民でできることは市民で行うことを基本として、市の財政状況が厳しい中で、無駄な要望等を行わないことを心がける必要がある。
- ・ 市は、市民のどんな意見、要望、提案等にも、速やかに誠実に検討し、市の発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上など踏まえて可能なものについては、市政に反映させることとする。
- ・ 市は、市民のどんな意見、要望、提案等にも、その対応方針及び対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答すると共に一般市民にも公表する。

【高橋委員から】

- ・ 「応答義務」について、行政の責務だけでなく、市政に意見を出す市民の責務も重要だと考え、この2つから構成した。
- ・ 市民は、行政に要望をぶつけるだけでなく、まず自分は何ができるのかを考える必要がある。また、行政は、市民のどんな意見に対しても誠実に対応しなければならないとした。
- ・ 「苦情」という言葉を使わずに「意見、要望、提案等」としている。「苦情」とは、意見を受ける側の発想であり、言う側はあくまでも「意見」や「要望」を言っているのであって、「苦情」を言っている意識はない、と考えた。

【事務局から】

- ・ 「市長への提案」制度では、市民からの意見とそれへの回答を公表している。
- ・ 【考え方・解説】にある「無駄な要望」という表現は不適切ではないか。
- ・ 「どんな意見、要望、提案等にも…検討し」とあるが、これは実現可能かどうか疑問である。例えば、どのようなものにも賛成反対があり、自治基本条例が制定されても、制定反対の人から求められたらまた検討しなくてはならなくなる。他にも例えば「合併反対」などの意見が寄せられるケースがあるが、これらに対してどう検討すればいいのか。他にも、世間で言われているモンスターペアレントということも実際に問題となっているようだ。
- ・ また、個人情報の保護の観点から、公表できない意見と回答がある場合も想定してほしい。

【検討】

- ・ 「検討」と書いたが、大切なのは「説明責任」で、例で挙げられたような意見については、無視するのではなく、きちんと説明することを含めて「検討」と書いた。

- ・ 市政に反映できる意見かそうでないか、という区別を、市側が安易に行うことには問題がある。そのため、まずはすべての意見について「速やかに誠実に検討」することが大切で、その中でも「市の発展に寄与するもので、可能なものについては市政に反映させる」という姿勢を持つべき。
- ・ また、個人情報については、別項で個人情報保護を盛り込んでいるのでカバーできる。
- ・ 市民自治が進むためには、どのような応答義務が必要か、という観点から考えた時、市民側の責務が果たして必要なのか大きく疑問である。どんな立場の市民であっても、誰もが気軽に、自由に意見を言えることが重要である。まずは行政で一旦受けとめてほしい。市民は、他の市民の意見を聞いて考えが変わることもあり、これが「市民自治が進む」ことにもつながると考えている。意見を出す前に勉強してこい、というように入口でハードルを高くしてはいけないのではないか。
- ・ ここでいう応答義務とは、行財政運営をどのように縛るかという趣旨であり、「行政の説明責任」という一步踏み出した広い概念であると思う。透明性を保つために説明責任を規定すべきであり、一部のモンスターペアレントのような人を想定して発言を抑制するのではなく、「責任のある市民像」を前提にして書いたほうがよい。
- ・ 「責任のある市民像」を前提とするのかどうかは、条例全体を通して共通認識を持つ必要がある。性善説的に捉えて書くのか、現実論で書くべきなのか。
- ・ 現実論で書くとすれば、市民といえども無責任な意見ではいけないよ、ということ【考え方・解説】に入れればよいのではないかと。条文に書くのは少し強いと思う。
- ・ 個別対応を考えると文章がややこしくなるのではないかと。逆に、市民にとっては「意見が言えないのか」という状況にもなりかねない。
- ・ 市民が積極的に意見を言えて、行政がきちんと説明をして、市民の方でも考えてくださいとする事で、協働が進むと考える。
- ・ 市民の責任は別に書くことと、責任ある市民を前提に書くということが、大体の方向性か。
- ・ このテーマについては、応答義務ではなく説明責任として、静岡市の自治基本条例が参考になるのではないかと。

＜静岡市自治基本条例＞

(説明責任)

第23条 市の執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 市の執行機関は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実にこたえるよう努めなければならない。

- ・ 行政は説明責任を果たしているとは言えないと思う。過去に地域包括支援センターは大事だからとすべてのセンターを回ってヒアリングし、改善案をまとめて市に説明したが、その後どうなったか後で教えてくださいといっても教えてくれない。改善案を出して、やってくれている部署もあるが、教えてくれたことはない。職員も忙しそうだが、それだけではないと思う。
- ・ 「苦情」という言葉は、責任ある市民を前提にするかどうか。

- ・ 市民の中には、様々な弱者が存在する。それぞれの立場から「責任」を果たしているはずであるが、なかなか理解されない状況もある。彼らの参加も担保されることが重要である。
- ・ 「苦情」は「意見」であると思う。
- ・ 「苦情」は必ずしも「文句」ではない。行政のシステムで救済されない人もいて、それをどう救済するかという議論もある。
- ・ 「苦情」という言葉については、「要望」をしたが叶わずに「苦情」に発展するケースも想定される。

(7)行財政運営 ④行政手続

《たたき台》

【条例案骨子】

(適正な行政手続の確保)

- ・ 市は、行政上の意思決定について、その内容及び過程を市民に明らかにすることにより、市の行政運営における公正性を確保し、市民の権利利益を保護し、市民からの信頼を得ることによって、市民自治のよきパートナーとなる努力を維持する。

【考え方・解説】

- ・ 市は、「さいたま市行政手続条例」に基づき、行政上の意思決定について、その内容及び過程を市民に明らかにし、公正の確保をしながら市の行政運営を行うことが、健全な市政発展のために不可欠である。
- ・ 市民にとって、透明な行政運営が行われることによって、市民の権利利益も保護され易くなるのである。
- ・ 以上のことにより、市は、信頼を得て市民自治を育てるよきパートナーになる努力を今後も継続することが重要である。

【高橋委員から】

- ・ 事務手続についての項目であり、「さいたま市行政手続条例」に委ねてよいと考える。
- ・ 改めて考えると、自治基本条例に規定する必要はないのではないか。

【事務局から】

- ・ 行政手続条例には、許認可などの行政処分、不利益処分のほか行政指導などに関する手続について規定されている。権力から市民を守る趣旨であり、例えば「行政運営の基本原則」に、行政は法律や条例に基づき適正に事務を遂行する、などと書くことも考えられる。
- ・ 議会との意見交換の中で、議会基本条例では市民に議会の全体像を理解してもらえよう、基本的な項目をあえて規定したという説明があったが、行政でそれをするとな膨大な規定数になる。
- ・ 新潟市自治基本条例には、「適正な行政手続の確保」という規定があるが、不要といえればそれでいいように思う。ただし、市民自治の推進には直に結びつかないかもしれないが、市民自治の土台となる市民との信頼関係を築く意味からも、他のテーマのところには、法令に基づく適正な行政執行について書いたほうがよいと思う。

＜新潟市自治基本条例＞

(適正な行政手続の確保)

第21条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例(平成9年新潟市条例第2号)その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければなりません。

【検討】

- ・ 権力に基づく処分等に関する手続であり、本当の意味では重要なものであるが、個別に規定するか否かは全体のバランスにもよる。
- ・ 個別条例がすでにあるため、行財政運営の8つの項目のうちの1つに挙げる優先度は低いとも考えられる。
- ・ 全体を見て再度考えることとする。

(7)行財政運営 ⑤監査

【事務局から】

- ・ 監査には、財務に関する監査や事務の執行に関する監査などがあり、監査結果は公表されている。また、監査委員が行う監査のほか、外部監査というものがあり、これは公認会計士などが行う監査であり、政令指定都市では行うこととされている。
- ・ 監査については、適正な事務執行の確保が目的であり、行政手続と同様に、自治基本条例に規定するかどうかの検討も必要に思う。
- ・ 議会も議会改革を強く意識しており、例えば行財政改革の視点を取り入れることも考えられるのではないか。

【検討】

- ・ 監査の制度は、市の財政破たんを防ぐことに寄与するのか。関連するのであれば、重要な項目として盛り込むことも検討できるのでは。
- ・ 次回、財政運営と合わせて必要性を検討する。

(7)行財政運営 ⑥政策法務

《たたき台》

【条例案骨子】

(自治を育てる条例の整備・運用)

- ・ 市民、議会及び市は、市民自治の発展のために条例を見直し、必要に応じて、改廃または制定する。
- ・ 市民、議会及び市は、市民自治の発展のために法令の解釈及び運用を適切に行う。

【考え方・解説】

- ・ 市民自治の新しい時代の要請に応じて、既存の条例を再検討し、必要に応じて、改廃または、新たに制定する。
- ・ 市民自治の新しい時代の要請に応じて、違法性の無い範囲で、法令の解釈及び運用も、可能性を広く探り、柔軟に行うことが今後も必要である。

【高橋委員から】

- ・ 政策法務とは、自治基本条例で挙げるべき事項なのか、違和感を持つので相談したい。

【事務局から】

- ・ 政策法務とは、法令を政策実現の手段としてとらえ、効果的・効率的に課題解決や政策の実現を図るために、法令を解釈運用し、または条例を制定するというものである。
- ・ 法令の解釈・運用については、地方自治法（第2条第12項）でも、地方自治の本旨に基づき、国と地方の役割分担を踏まえて行わなければならないとされている。
- ・ 今後、地方分権がさらに進み、自治体の自由度、裁量権が増加する中で、政策法務という考え方は重要度が増してくると考えているが、職員は、必ずしも法令に詳しいとはいえないように感じることもある。政策法務はさらにその上のレベルのものであると思う。
- ・ 参考として、静岡市自治基本条例では、「職員の責務」に政策法務の考え方を取り入れている。

<静岡市自治基本条例>

第20条第2項 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。

【検討】

- ・ 地方分権、地域主権の進展、地方自治法の改正により、地方自治において自治立法権は重要な要素であるので、政策法務を盛り込む優先度は高く、外せない項目と思う。
- ・ 議会基本条例でも、議員立法の重要性がうたわれている。
- ・ また、職員の課題として、法令の解釈や条例の立案能力を訓練する必要がある。
- ・ 過去に「総合介護条例のつくり方」というワークショップを主催した経験がある。国が介護保険条例の雛形をつくって自治体に流し、それに基づき自治体が条例をつくるのが普通だったが、それに対して市民参画の介護保険運営協議会を盛り込んだらどうかとか、いろいろな人が集ってこうあってほしいという総合介護条例案をつくって本を出版した。市民が必要だと思った条例を、専門家と一緒につくっていくことは、やろうと思えばできると思う。一からではなくても、雛形に追加するだけということもできるし、実際に総合介護条例案の内容を盛り込んでくれた自治体もあった。これからは議会が条例を提案したり、市民が条例をつくってほしいとやってきた場合に対応するためにも規定してほしいと思う。
- ・ 市民が協働して政策立案、見直しの立案をしたりすることを盛り込むということもある。
- ・ 「政策法務」という言葉をもっと市民に分かりやすくすることはできないか
- ・ 「政策法務」とは、「政策」を実現するために法令を手段として活用する、「政策実現のための法務」という意味だと考える。
- ・ 「市民自治の発展のために」という目的は限定的と感じる。「市民ニーズや社会経済情勢の変化、または地域課題の解決のために」適切に条例を制定改廃し、法律を解釈して運用する、ということではないのか。
- ・ もちろん自治基本条例の目的は市民自治の確立であるが、市民自治の推進に関する条例ではなく、いわば憲法として市民自治の土台をしっかりと築くための条例なので、もっと広く捉えてよいと思う。
- ・ 市長は「地方政府」という言葉を使っていたが、根本は市長をトップとする行政が市民と

ダイレクトに結びついていく中で、地域コミュニティも変革していけるという可能性を言っていたかと思う。このようにつくり上げた条例は、市民が有機的に行政と結びつけば結びつくほど、改正が必要であり、運用も変えていかなければならない。

- ・ 「自治立法権」という言葉は、当たり前だが、法律に反しない範囲で、ということを明確にする必要があるのではないか。大前提として書かないということも考えられるが。
- ・ 法令の範囲内というのは明らかであるが、地方自治法が変わって、かなりの範囲の事務について条例が定められるようになった。性格が大きく変わってきているので、あえて書かなくてもいいと思う。むしろ自治事務の中でいろいろなことをやっていくんだというメッセージを込めるようにしたらよいと思う。例えば「地域主権」という言葉があるが、国法側から見れば、または学者に言わせれば「地方分権」というのが正しいということになるのかもしれないが、政治的には「地域主権」のほうがメッセージ性がある。どちらをとるか、ということであると思う。
- ・ 市民が条例づくりに加わるかどうかを【考え方・解説】に書いたほうがよいか。
- ・ 条例をつくる、または運用するにあたって、市民生活の実態を把握する必要があるが、市民が条例づくりの作業に加わる、とまでは不要に思う。
- ・ 自治体の職員は、条例の解釈はともかく、条例をつくることはできるのか。
- ・ 課題の解決のために、条例をつくるのか実務でやるのか検討して、条例で、ということになれば、実情を一番知っている各部署が必ず条例原案をつくり、議会に出す前に法制課と協議して仕上げていく流れである。
- ・ 協働事業を委託で行った場合、成果物は誰に帰属するかという問題が過去に生じて、それを共有しようと言ったとき、法規の担当に委託では無理だと言われて市民活動支援室が間に入って苦労したということがある。条例で変えてしまうことが難しいこともあるようだ。
- ・ 協働が進んでいる自治体ほど問題となっているようで、委託ではない契約の方法を研究しているところもあり、そこでどのように法律や条例を越えていけるか、という話である。

(7)行財政運営 ⑦組織・人事

《たたき台》

【条例案骨子】

(組織)

- ・ 市は、市民に分かり易い行政組織を積極的に検討し、必要に応じて行政組織の改編を行う。
- ・ 市は、市民が市政に参画し易い、組織風土を育成する。

(人事)

- ・ 市は、市民の立場に立った思考を積極的に行い、市民との協働を推進できる人材を重視する人事を行う。

【考え方・解説】

(組織)

- ・ 市民自治を推進していくために、市役所の組織編制を考える人は、まずは、市民にとって分かり易い組織であることと、市民が市政に参画し易い組織を考える必要がある。前者は

組織図をイメージしている。後者の「市民が市政に参画し易い組織風土」とは、目には見えないが、市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体のスタンスを指している。

(人事)

- ・ 市民自治を推進するための人事を行うとなると、市民自治にとって望ましい人材を重用することになる。条件として、「市民目線であること」と「市民との協働を推進できること」を挙げてみた。

【高橋委員から】

- ・ 「組織」については、「分かりやすい組織」という視点と、「風土改革」の視点を盛り込みたい。
- ・ 「人事」とは、自治基本条例で挙げるべき事項なのか、違和感を持つので相談したい。むしろ「職員」として項目を出すべきかと考えたが、職員の責務は他で述べているのでここで挙げる必要はない。すると、「組織」だけでよいと考える。

【事務局から】

- ・ 組織については、川崎市自治基本条例第21条では「必要な組織の整備等」とある。
- ・ 以前検討した「行政運営の基本原則」のところでも「組織は改編され得る」ということが議論になった。

<川崎市自治基本条例>

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

【検討】

- ・ 組織の見直しというのは大事だが、人事を規定するのはどうか。組織が硬直化すると思考も固まるため、組織は人事交流をしていくことが必要である。そのような意味で「人事」というより「組織」として書くべき。
- ・ 「市民自治を推進するための人事」とあるが、人が停滞すると市全体が停滞するおそれがあり、市民自治をやっているだけの人事というのは、かえって考え方を狭めているように思う。
- ・ 人事とは、「適材適所」と、「能力向上」のことを言っているように思う。「適材適所」のことであれば組織に記述できるし、「能力開発」であれば、別のテーマのところで書けるのではないか。
- ・ 組織と人事は一体であり、市に求めるのは効果的・効率的な組織、生産性の高い組織であり、そのための人事である。「市民に分かりやすい組織」ではなく、「市民のための組織」と書いたほうがよい。
- ・ 組織と人事については「行財政運営の基本原則」のところに概ね書かれている。
- ・ 現段階では重複していてもよい。それよりも以前取りまとめた「条例のコンセプト」には「人づくり」とあり、それをどこに書くか。
- ・ 「職員の責務」のところなどが考えられる。
- ・ 「組織」については、「市民のための組織運営・組織づくり」という観点から書くのであれ

ば、「人事」についてはここで書かなくてもよいか。

- ・ 「人事」というと市長の関係なのかと思う。
- ・ 参考までに札幌市自治基本条例では、「市長の役割・責務」のところで組織運営について触れており、「職員の責務」で能力の向上に努めるとした上で、「職員の育成」という規定を設けている。

<札幌市自治基本条例>

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

- ・ 人事という広い概念になる。人事異動だけでなく、昇任昇格、懲戒分限、人事評価などすべて含まれる。上手く規定できるか。
- ・ 「タテ割り」とよく言われるが、「分かりやすい行政組織」で言い尽くされるものなのか。現状はどうなのか。
- ・ 現状では、局横断プロジェクトがいくつか立ち上げられている。下からの連携というより、やはりトップ主導の仕組みがあったほうがよい。
- ・ 「タテ割り」の距離を短くして、フラットな組織に近づけるという方法もある。人は増えず、財政も厳しい中で、市長も言っていたが行政は家庭の問題まで入っていかなければならない時代であり、職員にとっては大変な時代かと思う。行政組織の効率化が求められる。
- ・ 現場で起きたことは現場の判断で解決できればよい。市長をトップとする三角形ではなく、逆三角形のイメージである。市民からすると、意見しやすく、分かりやすく、その場で判断してもらえるとというのができればよい。
- ・ 市長のマニフェストを一番読んでいるのは職員である。職員は市長の言っていることを理解して、日々実践することが大切である。
- ・ レスポンスのよさが最高のサービスとも思える。
- ・ 行政には、公平性や中立性も求められる。また、タテ割りの弊害もあるが、仕事の範囲も多岐にわたり、専門性を生かすという観点からは、細分化された組織も意義がある。
- ・ 行政の事情も分かるが、例えば危機管理ではタテ割りだけでは通用しない。縦と横のマトリックス、紡ぎ合いが必要である。
- ・ 総合的に受けとめてくれる窓口が一箇所であることが大切で、そこで調整してくれればよい。その裏で組織がタテ割りであっても構わないと思う。区役所や出先は、左遷というイメージがあるのかもしれないが、そこが一番大事だと思う。

- ・ ワンストップサービスということか。
- ・ 対象となる人の状況に応じた組織になればよいということか。今までは国のやりとりがメインでそれに応じた組織編制だったと思うが、地方分権の時代である。
- ・ 「分かりやすい行政組織」とはなにか。例えば、その部署が行っている仕事の内容が分かりやすい、つまり透明性の問題ではないか。
- ・ 透明性ではなく、むしろ市民が利用しやすい組織ということが、あったほうがよい。
- ・ それが今の記述では読みづらい。例えば「市民の要望や社会経済情勢に柔軟に対応した組織づくりに努める」としたほうがよいのではないか。そうするとワンストップサービスなど、市民目線の組織ができてくるのではないか。
- ・ 議会から議会基本条例の説明を聞いたとき、今やっていないことをどのように書くか、ということが議論になったという話をしていたと思う。そこが難しい。
- ・ 専門性のこともあってタテ割りでやっている面もあり、現状できることはプロジェクトチームをつくること、またワンストップも区役所で一部業務について行っている。一つの窓口で受けて全て回答するというのは、多種多様な法律・制度があり、また人も少なくなっているなかで、個々の職員にそこまで求めるのは実務的には厳しい。
- ・ まずは、交通整理ができればよいのでは。
- ・ できることから始めるのであればそこまでか。
- ・ 千葉県では、総合相談の窓口が地域ごとに13箇所くらいあって、いろいろな問題を抱える人はそこに行けばよいことになっている。関係者に状況を聞いたら、何とかかなりますよという話である。直営ではなく、社会福祉法人とかNPOがやっていて、いろいろなネットワークやサービスを活用して支援、調整をしているようだ。もちろん地域包括支援センターがそうなればよいと思うが。
- ・ 時代の変化から言うと、市民生活の状況に応じた組織というのであれば、前線にはそういう組織が必要と思う。
- ・ 利用しやすい組織というのは、それに向けて努力することが出てこないといけない。
- ・ 人事のことだが、「職員の責務」には大まかにしか書けないので、例えば能力開発的なことは、職員個々の努力ではなく、組織としての人づくりという観点から、個別に規定すべきではないか。専門性を高めた上で、横の連携という視点も大切と思う。
- ・ 職員は3年程度で異動すると思うが、それで確保される専門性はどの程度のものなのか。
- ・ 今は仕事増、職員減少という状況で何年も見習いでいられる状況ではない。職員個人の努力も当然だが、組織として仕事をしており、在課年数が少ない人への組織のフォローが必要で、組織としての専門性ということである。
- ・ このテーマの話ではないが、さいたま市のブランド力というのは弱いように感じており、それを高めるというような記述がどこかにできないか。
- ・ 議会基本条例では、市民福祉の向上と市の継続的な発展の2つを目的としており、後者のほうに関係するのでは。
- ・ 「さいたま市らしさ」という問題だが、知らず知らずに染み渡っていくような感じかとも思う。

その他

【部会長より】

- ・ 次回は、行財政運営の残りのテーマ、及び、すでに1度検討を終えたテーマについても、再検討を行う。
- ・ 各自、修正案を早めに提出してほしい。

閉会 次回 平成22年12月8日（水）